

2008年12月17日
郵便事業株式会社**服喪による無料交換の取扱期間の延長**

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 CEO 北村憲雄）は、年賀葉書などの服喪による無料交換の取扱期間を延長します。

1 改善点

これまで服喪による無料交換の取扱期間は販売開始日から12月28日までとしておりましたが、平成21年用のくじ引番号付きの年賀葉書及び年賀切手から、服喪による無料交換の取扱期間を平成21年1月15日(木)までに延長いたします。

【参考】

交換対象は平成21年用のくじ引番号付きの年賀葉書及び年賀切手であり、未使用(注)のものは、手数料無料で普通切手や通常葉書（弔事用を含みます）等と交換することができます。

(注)…年賀葉書にあて先を記入したもの、裏面に印刷したものであっても郵便物として未使用であれば交換が可能です。

お受けするもの	お渡しするもの
販売中のくじ引番号付き年賀葉書 販売中のくじ引番号付き年賀切手	普通切手（弔事用切手を含みます） 通常葉書（胡蝶蘭葉書を含みます） など ※年賀葉書・年賀切手には交換できません。

2 交換方法

交換方法はこれまでと同様です。お近くの郵便窓口へお持ちください。

【参考】

交換の際にご本人を確認できる資料（運転免許証等）及び服喪であることが確認できる資料（会葬礼状等）を確認させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

以 上